

店舗等利用促進券「がんばろう佐久！応援券 2021」配布事業に係る

取扱店舗の対象となる事業者の考え方について

対象店舗の定義
佐久市内の <u>小売業^{IV)}</u> (飲食業を含む)、 <u>サービス業^{V)}</u> 及び <u>一部の運輸業^{VI)}</u> を営む <u>中小企業^{I)}</u> (<u>みなし大企業^{II)}</u> を除く)並びに <u>一般社団法人^{III)}</u> で、当該事業に参加を希望する事業所とする。(フランチャイズ加盟店 ^{VII)} と大規模小売店舗等 ^{VIII)} を除く)

I 中小企業について

この事業において「中小企業」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する各業種別の「中小企業者の範囲」に該当する事業者とします。

[中小企業基本法における中小企業者の範囲]

業種	中小企業者(下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造・建設・運輸・その他 (法2①)	3億円以下の会社	300人以下の会社及び個人
卸売業(法2②)	1億円以下の会社	100人以下の会社及び個人
サービス業(法2③)	5,000万円以下の会社	100人以下の会社及び個人
小売業(法2④)	5,000万円以下の会社	50人以下の会社及び個人

II みなし大企業について

この事業において、みなし大企業とは、資本金や従業員数など企業規模の面では中小企業ですが、大企業である親会社から出資を受けているなど、実態としては大企業の支配下にある企業をいいます。本事業では、みなし大企業の取扱いについて定めた別途内規(令和2年度店舗等利用促進券「がんばろう佐久！応援券」配布事業に係るみなし大企業の取扱いに関する内規)を準用し、取扱うものとします。

III 一般社団法人について

この事業において「一般社団法人」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に基づいて設立された一般社団法人をいうものとします。

IV 小売業について

この事業において「小売業」とは、総務省が告示する日本標準産業分類^{註1)}のうち、中小企業基本法上の類型において「小売業」に分類される事業とします。具体的には、次表のとおりです。

中小企業基本法上の類型	日本標準産業分類上の分類
小 売 業	大分類 I (卸売業、小売業)のうち 中分類56(各種商品小売業) 中分類57(織物・衣服・身の回り品小売業) 中分類58(飲食料品小売業) 中分類59(機械器具小売業) 中分類60(その他の小売業) 中分類61(無店舗小売業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類76(飲食店) 中分類77(持ち帰り・配達飲食サービス業)

注1)…公的統計の作成に当たり「事業所」を経済活動別に分類するためのもの。(平成 25 年 10 月改訂)

V サービス業について

この事業において「サービス業」とは、総務省が告示する日本標準産業分類のうち、中小企業基本法上の類型において「サービス業」に分類される事業とします。ただし、法律上の定義では「小分類 791(旅行業)」は除かれますが、本事業においては、サービス業の定義に含めるものとします。具体的には、下表のとおりです。

中小企業基本法上の類型	日本標準産業分類上の分類
サービス業 ※小分類 791(旅行業)を含む	大分類G(情報通信業)のうち 中分類38(放送業) 中分類39(情報サービス業) 小分類411(映像情報制作・配給業) 小分類412(音声情報制作業) 小分類415(広告制作業) 小分類416(映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業) 大分類K(不動産業、物品賃貸業)のうち 小分類693(駐車場業) 中分類70(物品賃貸業) 大分類L(学術研究、専門・技術サービス業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類75(宿泊業) 大分類N(生活関連サービス業、娯楽業) ※ただし、小分類791(旅行業)は除く 大分類O(教育・学習支援業) 大分類P(医療、福祉) 大分類Q(複合サービス業) 大分類R(サービス業<他に分類されないもの>)

VI 一部の運輸業について

この事業において「一部の運輸業」とは、総務省が告示する日本標準産業分類の大分類H(運輸業、郵便事業)のうち、中分類43(道路旅客運送業)に分類される事業とします。具体的には、下表のとおりです。

本事業における類型	日本標準産業分類上の分類
一部の運輸業	大分類H(運輸業、郵便業)のうち 中分類43(道路旅客運送業) 〔具体例〕 一般乗合旅客自動車運送業…乗合バス 一般乗用旅客自動車運送業…ハイヤー業、タクシー業、福祉タクシー業 一般貸切旅客自動車運送業…貸切バス業

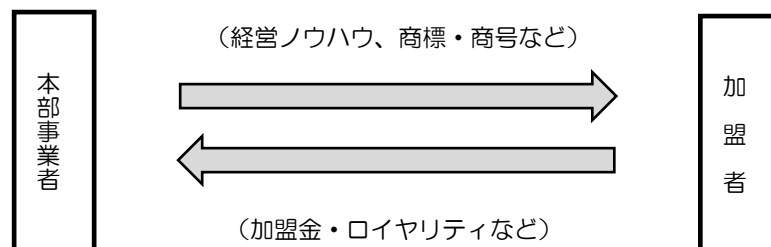
VII フランチャイズ加盟店について

この事業において「フランチャイズ」とは、フランチャイズ契約を締結し事業を行っているその加盟店のことを指すものとします。

【フランチャイズ・システム】

一般的に、フランチャイズのシステムは、本部事業者(フランチャイザー)が加盟店(フランチャイジー)に対して、特定の商標、商号等を使用する権利を与えると同時に、加盟店の物品販売、サービス提供、その他の事業・経営について統一的な方法で統制、指導、援助を行い、これらの対価として加盟店が本部事業者
に保証金やロイヤリティなどの金銭を支払う事業形態のことをいいます。

<フランチャイズ契約>



本事業では、フランチャイズ加盟店の取扱いについて別途内規(令和2年度店舗等利用促進券「がんばろう佐久！応援券2021」配布事業に係るフランチャイズ加盟店の取扱いに関する内規)を定め取扱うものとします。

VIII 大規模小売店舗等について

この事業において「大規模小売店舗等」とは、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する「大規模小売店舗」に該当する店舗又はその併設施設に該当する店舗とします。

大規模小売店舗とは、一つの建物^{注2)}であって、その建物内の店舗面積(小売業を行うための店舗の用に供される床面積をいいます)の合計が、1,000㎡を超える店舗のことをいいます。

併設施設とは、大規模小売店舗に併設される小売店舗以外の施設で、法第2条に規定する一の建物の一部として構成される施設のことをいいます。

本事業では、大規模小売店舗等の取扱いについて別途内規(令和2年度店舗等利用促進券「がんばろう佐久! 応援券2021」配布事業に係る大規模小売店舗等の取扱いに関する内規)を定め取扱うものとします。

注2)…大規模小売店舗立地法施行令により、次の3つが定められている。

- (ア) 屋根、柱又は壁を共通にする建物(当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分)
- (イ) 外観上は別の建物であっても、通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物
- (ウ) 一の建物(上記(ア)、(イ)に掲げるものを含む。)とその附属建物をあわせたもの